

2017年1月18日

商品類型 No.140 「詰め替え容器・省資源型の容器 Version1.10」

認定基準の部分的な改定について

～D. 軽量 PET ボトル（容器）～

～E. 食品用器具および容器包装における再生材料を使用した PET ボトル（容器）～

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の概要

分類 D 「軽量 PET ボトル」の認定基準では、4-1-1(1)の PET ボトル本体の軽量化を目的とした重量基準として、PET ボトルリサイクル推進協議会の第 2 次自主行動計画（2011 年 3 月）を引用し、設定していたが、2016 年 6 月 30 日に、「容器包装 3R のための第 3 次自主行動計画」が公表され、PET ボトルの 2020 年度の軽量化の目標値（PET ボトルリサイクル推進協議会）が定められたため、基準策定のガイドラインに基づき、PET ボトルの重量基準の部分的な改定を行うこととした。

また、「分類 F. 植物由来プラスチックを使用した PET ボトル（容器）」が 2016 年 9 月 16 日に制定されたことを受けて、PET ボトルを対象とした分類 D、E についても配慮事項の設定や用語の統一を図ることとする。

2. 部分改定について

1) 改定日：2017 年 2 月 1 日

2) 部分改定箇所（赤線部分を追加、見え消し部分を削除）

■ D. 軽量PETボトル（容器）

4-1-1. 共通基準と証明方法

- (1) PET ボトル本体の重量（ラベル、キャップは重量計算に含めない）が、用途・サイズごとに表1の重量基準値以下であること。

表1 PETボトル重量の基準

用途		サイズ[ml]	重量基準[g]	2004年度 ボトル重量[g]	削減率 2004年 度比 ^{*1}
清涼飲料	耐熱	350	22.623.8	25.1	90% 95%
		500	25.626.1	27.5	93%
		1,500	49.652.9	55.7	89%
		2,000	54.660.3	63.5	86%
	耐圧	500	22.730.2	31.1	73% 97%
		1,500	43.046.9	48.3	89%
無菌	500	19.720.2	25.2	78% 80%	
	2,000	31.041.4	51.7	60%	
酒類	酒類	2,700	77.384.5	89.9	86% 94%
		4,000	134.7134.7	138.9	97% 97%
	みりん	1,000	35.135.1	36.2	97%
		1,800	68.873.5	78.2	88% 94%
しょうゆ	しょうゆ	500	21.323.5	25.0	85%
		1,000	29.032.0	33.0	88% 97%
		1,800	65.572.4	77.0	85% 94%
	しょうゆ 加工品	500	24.725.8	26.6	93% 97%
		1,000	33.937.3	38.5	88%

*1) 重量基準[g]は 2004年度ボトル重量に削減率を乗じた値。削減率はPETボトルリサイクル推進協議会が定めるPETボトルの202015年度リデュース目標 (2020年/2004年度重量比(しょうゆ加工品は 2020年/2008年度重量比)) による。

*2) 表1のサイズに該当しないボトルにあつては、該当する用途・サイズの2004年度ボトル重量(PETボトルリサイクル推進協議会調べ)に、該当する用途区分の削減率(同一用途区分でサイズによって削減率が異なる場合は、いずれか高い方の値)を乗じた値を重量基準値として適用する。または、同一用途区分における直下サイズの重量基準値以下を満足することでもよい。

*3) 複数の用途区分に該当するボトル(耐熱圧など)にあつては、削減率が高い方の用途区分を適用する。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。[適用構成物：PETボトル本体、ラベル、キャップ]

- (1) PETボトル本体、ラベルおよびキャップは、植物由来プラスチックや再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

■ E. 食品用器具および容器包装における再生材料を使用したPETボトル（容器）

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。[適用構成物：PETボトル本体、ラベル、キャップ]

(1) PETボトル本体は、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。

(2) ラベルおよびキャップは、植物由来プラスチックや再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

■ D、E 共通

6. 商品区分、表示など

(2) 原則として、ボトル本体などにエコマークを表示すること。表示方法は「エコマーク使用の手引(Bタイプを表示)」に従うこと。なお、既にエコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においてはAタイプを表示することも可とする。

エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容(マーク表示見本)を提出すること。

- ・ [適用構成物]の「ボトル」を「PET ボトル本体」に変更する。

解 説

「詰め替え容器・省資源型の容器 Version1～分類 D. 軽量 PET ボトル～」

改定日 2017 年 1 月 18 日

A 資源採取段階

A - 1 (省資源と資源循環)

- (1) ボトルの軽量化について
- (2) 異樹脂の使用と使用後の再利用適性との関係について
- (3) 植物由来プラスチックまたは再生プラスチックの使用について

(1)については、PET ボトル業界では、PET ボトルのリデュース目標「指定 PET ボトル全体で 10% (2004 年度比) の軽量化」を設定し、達成に向けた具体的な手段として、主要 17 種のボトルに目標値 (2015 年度までに 2004 年度比で 3%～20%の軽量化) を決め、軽量化を推進している。本認定基準では、この業界目標を尊重し、エコマークで目標達成を後押しすることをコンセプトとして、業界目標値を基準値として採用した。この目標値については、すでに目標達成済みの用途・サイズ区分があるものの、2 年後の目標見直し前提となっていること、目標達成した年度は 2010～2011 年度と最近であることなどから、結論としてエコマーク独自の基準値の設定は行わず、目標を達成するまでの軽量化努力をエコマークを通じて消費者に啓発するとともに、一方で、未だ多く残されている目標未達のサイズ区分の目標達成を促すこととした。ここで、基準値として設定された 17 種の用途・サイズ区分は全体の約 74%をカバーしているが、これに該当しない用途・サイズの取扱いは注釈に記述した。なお、業界目標が更新された際には、エコマーク基準も基準策定委員会の審議を経ず「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程」の「Ⅲ-2.商品類型見直しおよび認定基準書の軽微な改定の手順」に従い、速やかに部分的な改定を行って基準値を更新するものとする。本項は、基準を策定する項目として選定された。

2016 年 6 月 30 日に、「容器包装 3R のための第 3 次自主行動計画」(3R 推進団体連絡会) が公表され、PET ボトルの 2020 年度の軽量化の目標値が定められたことにより、PET ボトルの重量基準の部分改定を実施した。

(2)省略

(3)PET ボトル本体、ラベルまたはキャップに植物由来プラスチックまたは再生プラスチックを採用する事例があり、資源の有効利用の観点から推奨すべきことであるため、配慮事項として設定した。

以上